

明末反地方官士變

夫馬進

はじめに

一 地方公議

(1) 郷紳公議

(2) 生員公議

二 地方行政と士變

(1) 徽州府絲絹分擔紛争

(2) 反地方官士變

三 崇禎十五年無錫士變

結語

はじめに

清初の大學者である顧炎武は、地方自治論者、地方分權論者としても知られる⁽¹⁾。彼の地方自治論は、きわめて多岐にわたるが、大まかに言つて次の二點からなりたつ。一つは、地方行政にかかわる權限を大幅に中央から地方に委譲させたうえ、さらに地方官を當地方の出身者から選抜すべきである、とする點である⁽²⁾。今一つは、地方財政、なかでも縣財政を重視すべきである、としている點である。彼によれば、中央の國家豫算は定額であるべきではない。一縣で徵收された税糧は、すべて縣令(知縣)に委ね、地方官吏の俸給等一縣の必要量を十分に縣に留め、殘餘があれば中央へ送るべきだ、とされる⁽³⁾。

中國はしばしば地方自治の國と稱されるように、顧炎武が生きた時代に至るまでも、そこでは村落の自治等は大幅に認めら

れた⁽⁴⁾。しかし、そのような自治は、國家の存立を危くしない限りにおいて認められるものであり、また、中央による地方統治の補助手段として認められるのが常であった。ところが、顧炎武にあっては、中央よりも地方の都合が優先される。彼は、「私」を重視する⁽⁵⁾。縣令（知縣）が一縣を私し、保全し自愛することこそ、天子のためにもなる、と彼は考えた。「その私のためにすることこそ、天子のためにする所以」⁽⁶⁾であった。「財が中央へ集中することを、國家の不祥という」⁽⁷⁾といい、「今日、すべての事が廢れている原因は、まさしく國家が微塵も餘すところなく州縣から財を取りあげ、これを中央へ送るからである」⁽⁸⁾とも言っている。

顧炎武の時代に至るまで、このようにあからさまになされる、地方としての自己主張が、かつてあったのだろうか。それは、明らかに、皇帝による一元的支配と相對峙するものであり、明末における中央と地方の乖離現象の一表現にほかならなかった。そして、地方としての自己主張は、すでに明末において、實際に運動としてはじまっていたのである。

明末において、生員（學生）が地方行政に介入するのは、きわめて一般的なことであり、それは「把持官府」としてしばしば糾弾された。「生員論」を著し、糾弾する側の急先鋒に立ったのが、顧炎武その人であった。生員による地方行政への介入は、しばしば地方官を排撃する事件にまで發展し、その大規模なものは、時に民變と對比して、「土變」と呼ばれた⁽⁹⁾。土變は、「把持官府」の延長であったから、當然、官府や、こうした生員の活動に反感をおぼえる知識人から糾弾された。しかし、われわれが注意してよいのは、たとえば當時の一知識人が、こうした生員の活動を非難するのに、「衆、政を爲し、下、柄を操る」⁽¹⁰⁾ものと表現している點であろう。この批判的表現そのもののなかに、土變の本質がかくされているのではないだろうか。一見、あい矛盾するかのような顧炎武の地方自治論と土變とは、その根底において、あくまであい反し、あい容れぬものであったろうか。近年の一部の郷紳論でも、顧炎武の「生員論」と同じく、生員が横暴な郷紳や胥吏と結托し、私利私欲を追求する様のみが強調される。そこに缺けているのは、地方社會での生員の役割についてであり、新しい「生員論」である。

土變に關する、ことに我々が問題とする反地方官土變についてのまとまった研究は、これまでのところ全くない⁽¹¹⁾。本稿は、

地方人による地方行政への参加、介入がどのようにしてなされつつあったのか、という問題について、一つは、地方公議（地方會議）の場をもとにして考察し、一つは、士變そのものをもとにして考察しようとするものである。地方公議（地方會議）と士變との考察は、顧炎武の地方自治論と関連するだけではなく、黃宗羲の學校論とも大きく関連してゆく。

一、地方公議

(1) 郷紳公議

近來の明末郷紳論では、郷紳による地方行政への食い込みは、主に、いわゆる「郷紳の横」として、つまり彼らが私的利益をあくまで追求するものとして述べられる¹²⁾。そこでは、郷紳が國家から與えられた特權を利用して、詭寄（田土の不當名義書き替え）、包攬（税糧の一括徴收と納入）、胥吏との結託などにより、私的利益を追求する姿が畫かれる。しかし、そのような郷紳は、國家によって終始否定されつづけただけではなく、地方社會でもついに是認されることはなかった。詭寄、包攬、胥吏との結託など、あらゆる手段を用いて私腹を肥やしてゆく郷紳を否定する議論は、明末において、きわめて一般的に見られることであつたし、また、そのような郷紳自身、自己の行爲をあくまで正当なものとなしえず、彼らはずいに「郷紳の横」をもととしては、新しい社會思想、政治思想を構築しえなかつたのである。郷紳による地方行政への食い込みのなかで、どのようなものが正当なものとして主張され、また地方においても是認されるものであつたのか、まず見極めねばならない。

崇禎年間のこと、蘇州府常熟縣の郷紳錢謙益は、常熟縣の楊鼎熙（在任崇禎元年〜九年 一六二八〜一六三五）に對して、次のような手紙を送っている。それは、常熟縣の責務である編審、つまり誰をどれだけ役に當てるかについて、自らの意見を述べたものである。編審とは、それによって徭役負擔が決まるものであつたから、郷紳たちにとって重大關心事であつた。

彼はそこで、客田（名義上のみの所有田土）の弊害を述べたあとで、次のような解決法を提案している。

この問題をいかにすべきか、あなたのために考えますに、これをあなたが獨裁なさるよりは、これを公議する方がよろしい。縣廳の一堂において處理に忙殺されるよりは、この問題を公開して、一縣全體で相談なさる方がよろしい。

今、一縣全體の優免數目のうち、本縣の郷紳、舉人、貢生等がどれだけであるか、客戸がどれだけであるか、別戸がどれだけであるかを、新たに造られた帳簿により、まず全縣の縉紳に送つて公議させ、それを優免しそれを優免すべきでないかを各々公同の下に注を加えて決定させてはどうでしょうか。それは、一つには一縣全體のために不正な徭役負擔を是正するためでありますし、一つには知縣であるあなたのために怨みを分擔してさしあげるためであります。縉紳がこれを避けようとする事など、絶対にないと考えます。

次に、常熟縣學の學長に送つて、生員を集めて公議させてはいかがでしょうか。生員は公的には郷里のため、私的には自分の家族のため、少しでも所見があれば、必ずや誠心誠意お答えし、決して嘘をついたり隠したりいたしません。

このような方策をとることによって、徭役が必要量に足りなくなつた場合はどうすればよいか、との問いを想定して、彼はさらに次のように續けて述べる。

徭役は一縣の公事である。知縣一人の問題ではないのだ。知縣は縉紳と公議すべきであり、縉紳は知縣と憂いを分つべきである。

錢謙益による徭役割りつけに關する議論のなかに、すでに述べた顧炎武による稅糧徵收に關する議論——それは中央の都合よりも縣の都合を重視していた——と共通する思考を讀みとるのは、きわめて容易であろう。錢謙益にあっては、徭役の絶對必要量から發想されない。

彼にあっては、「知縣一人の問題」に對する形で「一縣の公事」が對置される。また、知縣による「獨裁」に對する形で縉紳および生員による「公議」が、そして、一堂における處理に對する形で一縣全體での相談が、それぞれ對置されている。わ

れわれはひとまず、彼が提唱する縉紳公議（郷紳公議）と生員公議とを合せて、地方公議と呼ぶことにしよう。彼の構想によれば、知縣はたとえ中央から赴任してきた人物であったとしても、もはやかかる地方公議の場で討議された事項を実施にうつす役割しか、與えられていないかのごとくである。

彼は、その構想が従來の地方行政、つまり知縣が公（中央）の立場を體現して一人おこなう政治とは大きく異なり、それと大きな矛盾を生み出すであろうことを十分に承知していた。一縣の公議によって徭役を割りつけたら、それが知縣——ひいては國家、中央——が必要とする量に満たなくなるであろうことを十分に承知していたのである。であればこそ、一縣の問題は知縣一人の問題ではなく、郷紳自分自身の問題であると彼は強調する。彼は、自分の問題であればこそ、自分自身で解決するのは當然だとする。「小民が力役するのに比べてみれば、少しばかり餘分に損をすること」は郷紳の當然の責務である、と郷紳の自發性を促すのである。より具體的には、郷紳が享受している「現在の優免額から幾分かをさし出して」、役に當てることを彼は提唱し、この案の實現のために提唱者になろうと言ひ、舉人、生員の賢者は、必ずこれに贊同するであろう、と言ふ。つまり、一縣の問題が、知縣一人の問題ではなく、「一縣の公事」とされ、地方公議によって地方行政がなされはじめたところでは、いよいよ郷紳、生員の地方行政への参加が必要となり、それが成功するかどうかは、彼らの意志と實行のみにかかってくる。彼の地方行政の論理は、中央集權のための地方支配の論理とは、その組み立て方において全く異質なものであった。それは、郷紳による地方行政へのこの上ない食い込みの主張であった。しかし、錢謙益は、すくなくとも公式には、いわゆる「郷紳の横」による食い込みを主張したのでは決してなかった。むしろ彼は、「多くの田をみだりに郷紳名義にする」こと、つまり詭寄に反對し、知縣が徹底して詭寄をとり調べれば、徭役負擔が公平となり、小民の苦しみも少しはなくなる、と述べるのである。彼は、あくまで「郷紳の横」を否定していた。彼が提唱する地方公議とは、郷紳、生員がそれぞれの要求を出しあい、相互にチェックしあい、監視しあう場であり、個々の郷紳、生員の私利私害を調整する場であった。

地方公議の重視という錢謙益の提唱は、實は當時それが存在しており、實際に一定の機能をはたしていたことを背景として

なされたのであった。『祝趙始末』によれば、錢謙益が住んだ常熟縣では、「縣に公事があれば、常に諸紳を集めて會議していた」といわれるように、郷紳會議が縣單位で存在していた。實際、崇禎十六年から十七年にかけて、祝家（舉人で丹陽縣學教諭となつた祝化雍の家族）と趙家（吏部侍郎趙用賢の孫で崇禎十年進士である趙士錦の家族）の紛争が全縣レベルの問題に發展した時、全縣の郷紳を一堂に集めて會議が開かれている。また、蘇州府吳江縣では、萬曆十五年（一五八七）の水害に際して、郷紳、舉人、庠生（生員）が城隍廟に集合し、知縣に對してどのような減免要求をすべきかについて會議し、たがいに協力を誓いあっている。⁽¹⁵⁾ また、常熟縣の隣縣である蘇州府崑山縣でも、康熙初年のこととして、「縣に大問題があげられ、知縣が士大夫を明倫堂に集めて得失を相談し、そこで決定されて後はじめて施行された」といわれる。⁽¹⁶⁾ 地方公議が地方行政上きわめて重要な位置をしめ、かつ實際に機能していたことを、われわれはここに見うるであろう。⁽¹⁷⁾ 錢謙益の提言は、すでに存在していたかかる地方公議を念頭におき、それをより積極的に地方行政と連環させ、郷紳相互の要求を出しあってそれらをチェックするとともに、知縣一人による地方行政から一縣の公議によるそれへと轉換をはかろうとするものであったのである。郷紳は、このようにして、自らが地方行政へ介入することの正當性を主張していった。

(2) 生員公議

ところで、士變との關連で注意すべきは、錢謙益が郷紳公議の場とは別に、生員公議の場をも認めている點であろう。

錢謙益が生員公議の場を認めたのは、生員もが優免對象者であつたからでもあるが、また、地方人による地方行政という發想を、郷紳だけではなく生員ももっていたからであり、さらに、生員が地方の一集團として無視しえない活動をしていたからであつた。

たとえば、太倉州の生員の活動がそれである。崇禎年間に、太倉州の生員であつた陸世儀は、友人から、「天下を憂えずに一州縣を憂えるとは、何と迂遠ではないか」とか、「一郷一州縣の事件は、賢明な地方擔當官が處理されること。私や君が心

を碎かねばならぬ問題ではない」と言われたことがある。これに對して彼は、安閑として天下の事を談じてはいられぬ地方の状況を述べたうえ、知縣、知州本人が國家から何の權限も與えられず、「徵税も上からの命令に従い、政令も上からの命令に従い、誅殺も上からの命令に従い、三年で交代してゆく」様を述べ、かかる情況であればこそ、地方は自分達で守らねばならぬ、と主張している⁽¹⁸⁾。實際、太倉州の生員たちは、郷里を救うために同善會活動に積極的に參加し、また彼らが良官として認められた、つまり彼らの意見と合致した知州を挽留すべく、積極的に運動しているのである⁽¹⁹⁾。錢謙益が生員公議の場をも想定したのは、生員たちが陸世儀のように深く地方行政に關心を持ち、しかも彼らのみで一つの集團を形成しており、郷紳としてもそれを無視しえないからであった。

生員は、郷紳たちから一集團として恐れられた。祝家と趙家の紛争を解決するため、常熟縣で縣單位の郷紳會議が開かれたことはすでに述べた。それは、故丹陽縣學教諭の祝化雍をはずかしめ、彼の土地を奪い自殺させた趙士錦（まさしく「郷紳の横」に報復しようとして、丹陽縣學の生員が大學して常熟縣に乗り込んできたため、瞿式耜の斡旋で開かれたものであった。ところが、この會議では、趙士錦を恐れた諸郷紳は一語も發することなく、またその言動を注目された錢謙益もが、生員に納得のゆく、有効な紛争解決案を提示しなかった。ここに至って、丹陽縣學生員は暴動をおこし、これに常熟縣の士人や民衆が呼應して趙家の屋敷を打ち毀し、ために屋敷は瞬時の間に平地となってしまうた、といわれるのである⁽²⁰⁾。郷紳會議が、專横な一郷紳のために有効に機能しない時、それは生員たちによって乗りこえられることがあった。

生員公議は、郷紳によってだけでなく、地方官によっても公認されることがあった。

たとえば、南京の生員の公議がそれである。嘉靖年間には、南京市民に課される徭役はきわめて重くなり、倒産し自殺する者があい繼いだ⁽²¹⁾。この情況を見て改革運動にとりくんだのは、趙善繼なる府學生員であった。市民が困窮するさまを見、自らも破産寸前であった彼は、「下と爲りては民の爲にす」（書經）とは、士の分（任務）である。わたしははなはだしく役に疲弊した。南京の人々が没落してゆくのを見るにしのびようか」といい、積極的に運動した⁽²²⁾。彼に相談をうけた同類の者は、多

く彼につき従ったという。嘉靖三十九年（一五六〇）、呂光洵が應天府知府として赴任すると、生員たちは大勢で彼に面會し、この問題を訴えた。これに對して呂光洵は、「公議は學校より出たものである。文言に整えて、お上に願ひ出るように」と教えた。趙善繼らは文書を印刷し、各方面に投書し、かくて改革は次第に實施を見てゆく。さらに代巡の宋某が赴任し、學校の孔子廟に參謁したあと民間の困苦を生員に問うたのに對して、趙善繼はやはりこの問題を述べたといわれる。趙善繼の死後、この改革運動をひき繼いだのも、やはり張崇嗣なる生員であった。

われわれはここに、生員が有力な一集團として、地方行政に積極的に參劃してゆく様と、生員公議なるものまで、地方官に公認されていたらしいことを、見うるであろう。地方行政に政策を反映しうる公議の場を持っていたのは、郷紳だけでは決してなく、生員もが學校をその場として持つていた。生員による地方行政への參劃を、趙善繼は、「士の分」として當然のことと考へた。ここに、意識的には民そのものではないにもかかわらず、多數の力を背景として持ち、郷紳に比べれば民により近く、しかもある種の公議に支えられ、時には郷紳公議をも乗りこえる、生員の活動が生れる。生員は、自らの活動を正當なもの、當然の責務と考へたし、地方官もある程度までそれを公認していた。

しかし、生員の活動は、地方官が公認する範圍でとどまりうるであろうか。それは、公認の範圍を逸脱し、國家、およびその立場を體現する地方官によって、たとえば「把持官府」と表現されるに至るのではないであろうか。それが、何らかの地方公議、あるいは公論に支えられた時、きわめて強烈な地方（たとえば一縣）としての主張となり、地方官（たとえば知縣）と相對峙することになるであろう。

いよいよわれわれは、その實例を擧げねばならない。

二、地方行政と士變

以下、地方(縣)の自己主張のうち、生員が大きく關係した事例として、一つは萬曆五年(一五七七)に徽州府下で起きた事件を紹介し、一つは萬曆二十年(一五九二)の嘉興士變等を紹介しよう。前者は、地方社會相互の争いであり、後者は、地方と、中央の立場を體現する地方官との争いであつた。

(1) 徽州府絲絹分擔紛争

徽州府における絲絹分擔問題が表面化したのは萬曆初年のことである。それは徽州府に割りつけられた人丁絲絹八千七百餘疋、銀に換算して六千餘兩を、慣例どおりに徽州府下の一縣である歙縣からのみ徴收すべきか、それとも府下の他の五縣(休寧、婺源、祁門、黟、績溪)にも均等に割りつけるべきか、との問題であつた。この問題を提起したのは、いかにも徽州(いわゆる新安商人の故郷)にふさわしい人物、帥嘉謨であつた。⁽²³⁾

彼は、一分野で誰にも負けぬ第一人者となることを志し、算術の専門家をめざした。彼はそこで全國の冊籍を取りよせ、その戸口と税糧をことごとく閲覽したところ、徽州府の絲絹負擔が歙縣にとっていかに不當であるか發見したのである。彼はこれに驚き、急いで文章を作つて縣中に知らせた。萬曆三年(一五七五)には、この問題を巡撫と巡按のところへ訴え、さらに萬曆四年(一五七六)になると、「乞均絲絹疏」なる上奏文をもつて、北京へ赴いたのである。⁽²⁴⁾ 絲絹を歙縣のみで負擔するのがいかに不當であるか、彼は次のように述べている。第一に、『大明會典』に歙縣だけに分擔するよう命じた記載が一切見えない。本來府下の六縣で分擔すべきものが、歙縣だけの負擔となつたのは、事務を擔當する書役に代々歙縣以外の五縣の人民が當つていたからである。すでに歙縣の民である王相、程鵬らによって巡撫、巡按に訴えがおこされたが、そのたびに五縣の

「頑民」によつて改革が阻止された。第二に、北直隸の順天府等八府に課される人丁絲絹については、すべて各州各縣に均等に割りつけられている。一縣のみに課される場合には、『大明會典』に必ず具體的縣名が記されている。第三に、今日の歙民は困窮し、本來納むべき錢糧さえも納入できないのに、五縣の分擔分の肩代りまでできない。以上である。彼の上奏は成功し、絲絹銀六千六百兩のうち、半分の三千三百兩を歙縣から徵收し、残りの三千三百兩を五縣から徵收すべし、との決定を見た。歸郷時の帥嘉謨は、さながら凱旋將軍であつた。色とりどりの幟がたてられ、樂奏つきで彼は出迎えられた。彼自らも、郷里に貢獻するところがあつた、と考えた。⁽²⁵⁾

ところが、おさまらないのは婺源縣ら五縣の人びとである。五縣の人びとは、「歙縣が税金を勝手にこちらに押し附けてきているのに、自慢するとは何事だ」と憤慨し、騒ぎたつた。この時、徽州府通判の徐廷竹は、婺源縣知縣を代理していた。知縣代理が府城に歸ろうとしていたと聞いた婺源縣の人びとは、千人以上で鉦を鳴らし旗をたて、関の聲をあげて大騒ぎし、彼をとりかこんで自分たちの意見を上申するよう迫つた。⁽²⁶⁾一縣丞が彼らに抱えられたというのも、この時であろう。彼らは刀を持って彼を強迫したともいわれる。⁽²⁷⁾彼らは一旦は徐廷竹によつてなだめられたが、また旗を城外に立て、「休寧ら四縣と合縱して、歙人に當ろう」と宣傳した。これに呼應したのか、徐廷竹が休寧縣に赴くと、休寧の人も騒ぎをおこし、千餘人で彼のゆくてを遮り、ひき留めた。ある史料によれば、この時に集團となつた人びとは數萬人にのぼつたといわれる。⁽²⁸⁾

徽州府下の絲絹分擔紛争は、まさしく歙縣の私と婺源縣等五縣の私との衝突であつた。⁽²⁹⁾帥嘉謨の主張に對して、「田舎のおやじに六人の息子がいた。長男でゆたかな者が、冬に裘、夏に葛をより多くさしあげている。それは、心において獨り忮きこと無からんや」(孟子)ではないか。五人の息子に對して必ずしも平等にさせることはないではないか」と彼を譏る者もいたが、ほとんどの歙縣の人びと、及び歙縣出身の人びとは彼に賛同したのであつた。その代表として、中央官僚の殷正茂をあげることができる。

彼は歙縣の出身で、當時戸部尙書の地位にあり、歙縣に有利な決定を見たのは彼の力によると考えられた。休寧縣では、「戸

部尙書が戸部に關する權限を操り、歙縣の人間が歙縣の問題を擔當している」と大書した幟をたててこれを批判した。⁽³¹⁾五縣の
人びとが、殷正茂の門坊を打ち毀し、彼の邸宅を燒きうちし、墓を暴き、刺客をやつて彼を殺そうとした、との噂まで廣がっ
た。⁽³²⁾歙縣を代表したのが殷正茂であつたとすれば、婺源縣の立場を代表したのは、南京戸科給事中を罷免され、當時歸省して
いた余懋學と、前尙寶司卿の汪文輝であつた。余懋學は徽州知府に對して、絲絹銀徵收法を從來どおりにすべきことを勧める
手紙を書いたし、⁽³³⁾また汪文輝は、婺源縣の暴動をせずめ、この問題について調停にのり出し、ついに從來どおりの徵收法に復
活させたのであつた。⁽³⁴⁾各縣相互の私の衝突は、現職官僚および郷紳間をも含めた衝突であつたのである。

ところが、婺源縣および休寧縣の暴動に連座して處罰をうけたのは、彼ら郷紳ではなく、ほとんど生員であつた。處罰され
たもののうち、人名のわかるものは、婺源縣の程任卿、汪時、金伯梧、張蒼、何似、程文烈、王慶、および休寧縣の吳大江の
八名であるが、彼らはほとんどが生員か、これに類するものであつた。⁽³⁵⁾「豪右宦族」を處罰しようとしてできなかったので、
官族（郷紳）と同じく「衣冠の類」である生員が代わりに逮捕されたともいわれている。婺源縣暴動の首謀者程任卿は、斬刑
の判決をうけた。地方官を凌辱されることは、國家にとってこの上なく危険であつたからである。何似は獄死し、程文烈・王
慶らは邊境地方へ兵士として流刑にされた。事件の發端を作つた帥嘉謨もやはり、兵士として流刑に處せられた。

しかし、帥嘉謨は、『萬曆歙志』において良民傳に立傳され、「彼こそ壯夫だ、彼こそ俠士だ」と激賞を受けた。また、程任
卿と王慶とは、『康熙婺源縣志』において義行傳に立傳され、「郷里の人びとは、今日に至るまで程任卿のことを義の人だと口
々に譽めそやし、きわまるころがない」といわれるように、後代まで語り傳えられたのである。程任卿自身、獄中に二十年
閉繫がれながら、屈することなく、『絲絹全書』なる書を著した。つまり、人々が彼らを義行の人とすると同時に、彼ら自身、
自らの行爲を罪と感じていなかったのである。

絲絹分擔紛争は、このように、縣の私（縣の内部ではそのまま公）と縣の私との衝突であつた。生員は、郷紳と違つて比較
的容易に逮捕され、處罰される存在であつた。また反面、彼らはいくまで「衣冠の類」で、民衆そのものではなかつたし、自

らあくまで民衆と區別していた。⁽³⁶⁾この意味で、生員は、郷紳にも民衆にも解消しえない存在であった。絲絹分擔紛争での彼らの役割は、郷紳と民衆の連結点となることであり、また、公議、公論を荷って、最も矢面に立つことであった。彼らは、千人、あるいは萬人の運動の中心となったし、縣内の公のために殉じた彼らは、縣人から讃辭を贈られた。

次に述べる反地方官士變においても、これとほとんど同じ構圖を見出すのである。

(2) 反地方官士變

たとえば、萬曆二十年（一五九二）、浙江省嘉興府城では、次のような士變が発生した。⁽³⁷⁾ 范鳴鳳なる人物は、嘉興府通判であったが、たまたま府城附郭の嘉興、秀水兩縣の知縣が缺任となったため、その代理をつとめた。ところが、彼の税金徴収はあまりに厳しすぎた。生員の呂協祖、金九淵、周學義、張惟恂、卜宗太らは、税金徴収は民の實情にてらしておこなうべきである、と日頃から考えていたため、「徴収を緩めていただきますよう。苛酷すぎませんように」と范鳴鳳に願い出たのであった。ところが范鳴鳳はこれを聞きいれず、逆に呂協祖らを叱りつけたのである。學校に集う生員は、一方で公議がよって起るところと地方官に認められながら、彼らが地方行政に一步でも食い込みすぎると、「把持官府」する者と見なされたのであった。呂協祖は暴動にたち、范鳴鳳を辱しめたうえ、嘉興府學、嘉興縣學、秀水縣學の生員と約束し、學校の明倫堂に至った。そこで彼らは學生名簿を奪いとり、一同ならんで孔子像に拜謁した。彼らは衣巾（おそらく生員が着用すべく定められたもの）を脱ぎ、「今から、われわれは亂民となろうではないか」といつて、ただちに殿中で血を飲り、牛の耳を孔子像に奉じ、次のように盟約した。

范鳴鳳が民を虐げること、もはや目にあまる。われわれ皆で彼を除き去ろう。盟約に従わない者は、それに背いた罰をうけるであろう。

彼らは、櫃を置いて費用を集めたともいわれ、これに對しては非常に貧しい者でも金錢を用意した、といわれる。呂協祖ら

はさらに、捲堂文（ストライキ宣言）を作り、木龜を刻み、これをもって大聲で城内をやり動かし、城内では、四百餘人がこれに應じて同調したという。嘉興府士變の餘波は、隣接する蘇州府吳江縣にも及んだ。³⁸その後、呂協祖ら十一人が處罰され、范鳴鳳が左遷されて、事件は終結する。ここでは、公議を代表すると考えた生員たちは、孔子をも味方にして、地方官を排撃している。³⁹

また、萬曆三年（一五七五）には、湖北省黃梅縣で、知縣が「通例に違つて課税し、あまりに締めつけたため」、舉人の瞿九思や生員の周穀らによって毆辱された。⁴⁰この事件によって、瞿九思は居庸關へ徒罪と決定する。ところが、後に彼が書いた『萬曆武功錄』自序によるかぎり、彼には全く罪の意識がなかった。彼のみではない。郷里の父老、親友、門人は、瞿九思の罪ではない、と憐み、彼のために百餘兩を贖金したというのである。

萬曆十五年（一五八七）、大水害に際して蘇州府吳江縣で租税減免要求のために、城隍廟で地方公議が開かれたことは、すでに述べた。城隍廟に集つて協力を誓つたのは、郷紳、舉人、監生、生員であつたが、なかでも行動的であつたのはやはり生員であつた。後に、彼らは退學處分もしくは停學處分をうけた。隣縣で萬曆二十年に起る嘉興士變に對しては、批判的態度をとるようになる沈瓚も、郷里の吳江縣で起つた士變にはきわめて同情的であつた。⁴¹

萬曆十七年（一五八九）には、浙江省上虞縣で士變が起つた。⁴²當時上虞縣では、早魃にみまわれた。知縣蔡汝達が雨乞いをしたにもかかわらず、雨は降らなかつた。これは、知縣が神佛に對して大不敬だからだ、と郷紳や生員に訴えられたあげく、さらに彼が生員張綺ら數十人に殴打された。この事件に連坐した生員は八十餘人にのぼつたと言われ、この數はそれがまさしく士變であることを示していよう。ところが、「上虞の事件は、實に金柱めがやったことです」と名乗り出、生員に罪はなく自分が獄に就こうと言つたのは、當時上虞縣きつての名士であつた元副觀察使、金柱なる人物であつた。⁴³それは、上虞士變がある意味で公議、公論を背景として起つたからであつた。

崇禎十二年（一六三九）には、蘇州府長州縣で反門税士變が起つた。この事件で生員に放逐された知縣の唐九經は、もともと

と、「ペテンの唐」などと呼ばれていたように、すこぶる評判が悪かった。⁽⁴⁾一 生員の門税納入が抜け落ちていたので、追徴すればすむところを、彼はその生員が富裕なのを見て、規定外に銀數百兩を罰徴した。生員たちは集團で唐九經のところへ赴き、彼を誘つて辱しめた。翌日、郷飲の禮を舉行するために府學へ集つた各府縣官の面前で、彼ら生員たちは孔子像に泣哭した。これは當時、「哭廟」といわれた。⁽⁵⁾さらに彼らは、この件を巡撫、巡按に上申し、また『四書』中の言葉を拾ひあつめて唐九經攻撃の文をつくり、ついに彼を放逐したのであった。

その後、生員たちは督糧同知の何泗に税糧問題で意見を述べたことがあるが、何泗の方策は彼らの意見と合わなかったらしく、彼は生員たちによつて毆打された。何泗は翌日、涙をながして鄭敷教に訴えた。もはやこの時代になると、巡撫や巡按ですら生員を問責することができなかった。

以上が、反地方官士變の數例である。これが、生員による「把持官府」の一つの實態であり、また「把持官府」が行きつく先でもあった。ここでは、徽州絲絹分擔紛争の場合と同じく、郷紳、生員、民衆の連繫が見られ、なかでも生員は郷紳と民衆の接點に位置し、しかも最も先頭に立っていた。すでに述べたように、嘉興府の呂協祖らは、明倫堂に集まり、孔子像の前で地方官の非を鳴らし、彼の排撃を盟いあつてゐる。この時、生員であつた賀燦然は、盟約に加わろうとしなかつたため、呂協祖らによつて陵轍を加えられた。⁽⁶⁾ところが、その賀燦然もが、呂協祖を讃めたたえてゐるのである。彼は事件後、當時中央政界に入つてゐた同郷の陳懿典に手紙を送り、「わが嘉興府の生員は、たまたま税金徴收を催促されたことが原因で奮いたつた」として北京の様子を問いただし、⁽⁷⁾また同じく陵轍を受けた生員の徐名世等にも手紙を送り、「慷慨されること、呂氏のようなかたは、人情として難しいところ」とし、善後措置を一致してとるべきことを訴えてゐる。⁽⁸⁾さらに、彼が士變に参加せず、呂協祖らに士變をやめるよう説得したことをもつて、地方官から褒賞のさそいをうけたのであるが、これを斷固斷りつづけた。⁽⁹⁾彼はあくまで「士林（生員たち）が税金問題で助けになるのは、最も義舉にかなう」と考えていたのである。⁽¹⁰⁾

舉人瞿九思が、黃梅縣知縣を毆辱したことに對して、郷里の人々が彼の罪ではないと憐んだことは、すでに述べた。さらに、

この事件に關連して、屠隆は次のような議論を展開している。

瞿九思が罪とされたのは、士人や民衆が知縣を狙撃したためである。……知縣は天子のために民百姓を養うものであって、民百姓をわが子のように視れば、知縣は慈母である。知縣が在任する時には、民百姓は彼をおし戴き、彼が歸つてゆく時には、彼を戀いしたい、長期の間、任にとどまっておれば、彼を思うものである。狙撃などありえないことである。たとえ、一人が狙撃しようと煽動したとしても、多くの者はこれをおし止めるはずだ。これでは狙撃の起りようがない。知縣に才能がなく、支配下の民を苦しめれば、民はこれに我慢できない。そこで全縣で蜂起して彼を仇敵とするのであって、一人の人間のゆえではない。瞿九思が罪とされたのは、そもそも古の朱亥や博浪と同じく、果して、一人の狙撃によるものなのか。果して、縣の人が一緒に悪事をはたらいたのか。瞿九思一人で狙撃したのなら、彼の罪に言いわけはできない。もし、「縣人が暴動した」というのなら、一知縣は縣の人一同が仇敵とするところである。縣の人びとすべてが仇敵としてゐるのに、一人の人間だけを罪に落してもよいだろうか。また、民が心に慕う者を誰が陥しいれることができよう。民が仇敵とする者を誰がかばうことができよう。黃梅の事件は、それがし某思うに、實際には知縣がひきおこしたのに間違いない。⁽⁵¹⁾

屠隆の議論は、被支配者が支配者に對していざいわるピエテート（恭順）の心情をもととしてなされているものであって、それとしては決して新しいものではない。しかし注意すべきは、この議論が行きつくところ、従来の政治思想をもってしては決して土變を否定できないことであろう。屠隆によれば、一人のみによる地方官狙撃はありえないことであつた。假に地方官が狙撃されたのであれば、それは彼が縣の人びとすべてから敵とされているからであり、もとはといえれば彼が悪いからであつた。言いかえれば、土變を生み出すもの、それはまさしく地方の公議、公論である、と屠隆は言うのである。

一旦、地方の公議、公論を重視した時、國家の方針と違ふ事件が起つても、もはやそれを根底から否定することができなかつた。さらに、地方官が毆辱され放逐される情況がこのまま續いてゆくとすれば、地方社會ではどのような事態が生れるので

あろうか。その典型例を、われわれは江蘇省常州府無錫縣に見出すのである。

三、崇禎一五年無錫士變

無錫縣といえ、もとより東林黨の本據である。顧憲成らがこの地に東林書院を再興し、講學活動をはじめたのは萬曆三十二年（一六〇四）のことであつた。東林書院では國家全般にわたる問題が討議されたが、地方問題もが討議されるべき重要な課題であつた。すでに紹介されているように、萬曆三十九年（一六一一）のこと、京畿道御史の徐兆奎は、東林黨の活動について、次のような批判を加えている。すなわち、東林黨の會講では、必ず當代の問題をまじえて討議がおこなわれ、會講が終るとただちに討議内容が印刷され傳布された。知縣は、彼の行政のうちで、東林黨の討議と合致しないものがあれば、必ず早急にこれを改めることよつて安全を保ちえた⁽⁵²⁾、と。東林黨の講學では、地方行政が討議され、知縣の地位はその動向に大きく左右された、というのである。この上奏が、東林黨彈劾を目的となされたものであつたとしても、それがほぼ眞實をついたものであつたのは疑いない。と言うのは、『錫金識小錄』卷九には、「屢易邑令」（たびたび知縣を交代させた）との表題で、次のようにいふのである。

萬曆癸卯（三十一年）一六〇三以後、無錫縣の郷紳は東林書院で講學し、縣の利弊についてはばかりのことなく直言した。これはすくなくならず利益となつた。一人二人のつまらぬ者が公にかりて私利をはかつたとしても、それは十中の一つである。ただ、知縣を轉任させることだけは縣民が害をうけることと少くない。一、知縣が無錫縣に赴任した場合、すこしでも東林黨に従わなければ、ほどなく彼を轉去させた。また、東林黨が好む人物をえらんで、巡撫、巡按に推薦した⁽⁵³⁾。

このような東林黨の活動こそ、徐兆奎によつて、「挾制有司、憑凌鄉曲」と評價されるところであつた。

東林黨がどのようにして地方官を轉去させたのか、その具體的事例をわれわれは、今擧げることにはできない。しかし、逆に

彼らが良官と認められた者を挽留した事例は、多く擧げることができる。たとえば、萬曆三十二年（一六〇四）から三十四年にかけて常州知府であった王述古については、高攀龍らが連名で彼の保留を願う手紙を吏部尙書に送っている。⁽⁵⁴⁾ 萬曆三十五年（一六〇七）頃、無錫縣知縣代理を勤めた常州府通判黎衷についても、高攀龍は挽留をはかった。⁽⁵⁵⁾ その後、崇禎十五年（一六四二）になると、無錫知縣代理郭佳胤を挽留する運動が起った。⁽⁵⁶⁾ 彼は武勇をもって聞え、また漕運を擔當する兵士たちの誅求から無錫縣民を守った、とされた。彼の轉出が決まると、無錫縣の人々は彼を留任させていたきたいと、巡撫、巡按に號泣して訴えた。また、一高官が無錫縣を通った時、人々は彼をとり圍み、郭佳胤の挽留を訴えた。⁽⁵⁷⁾ この時、彼の挽留を訴える言葉は雷のように轟きわたり、何を言っているのか辨別できないほどであった、といわれる。東林黨人と目される無錫縣の馬世奇も、「これは尋常の保留ではない」とする手紙を巡按御史に送り、郭佳胤の留任を請うたのであった。⁽⁵⁸⁾ これらの挽留運動が東林黨による組織的運動であったがどうか不明であるが、すくなくとも東林黨の諸個人が参加するものであった。

ところで、馬世奇が郭佳胤を挽留すべく奔走したのには、特別の理由があった。それは、無錫縣では惡官と見なせば彼を追放していたので、すでに崇禎初年から、官僚の間で無錫知縣となるのが恐れられ、知縣が無錫縣へやってこなかったからである。⁽⁵⁹⁾ 馬世奇によれば、北京では官僚が集ると無錫知縣の問題が話題となり、當時庶吉士などをしていた彼は、この辯明に苦勞せねばならなかった。⁽⁶⁰⁾ 郭佳胤が知縣代理として着任する前の知縣は、龐昌胤なる人物であったが、彼が轉出してからすでに一年餘りにわたって、無錫知縣のポストは空席のままとなっていたのである。そして、この龐昌胤なる人物こそ、眞實、生員によって追放されたのであった。

龐昌胤追放士變が起きたのは、崇禎十五年（一六四二）五月三日のことであった。この日、龐昌胤は、嘉定縣へ轉任することになっていった。巡撫黃希憲によれば、彼が出發する日、生員の王延禧や「奸民」によって、學宮の公堂においてその乗る輿をとり圍まれ、侮辱され、罵られたといわれる。⁽⁶¹⁾ この事件に係したのは、王延禧のほか、同じく生員の秦元始、顧煜、華光緒、華君奇、華君獻、錢鴻起らであった。⁽⁶²⁾ ところが、この事件は、單に知縣が生員たちによってその輿を圍まれ、侮辱された

といった程度のものではなかったのである。無錫縣の人である計六奇の『明季北略』卷十八、「錫邑諸生逐縣令」によれば、この事件は次のようであった。知縣龐昌胤は、時ならず米を徵發した。そこで生員の杜景燿らは、同學とともに龐昌胤を抱えて西門を出た。慣例に従えば、知縣が西門を出た場合、二度と入ってくることはできなかった。この時、生員は次のような言葉を書き紙に大書したといわれる。

無錫知縣一名龐昌胤を放逐する。二度と入ってくるのを許さない。

彼らはこの言葉を箴旗にして掲げた。さらに彼らは吏役を咎うって追い散らし、龐昌胤を抱えて門から連れ出し、すぐさま門を閉じてしまったのであった。⁽⁶³⁾

巡撫の黃希憲は、この事件が起きた無錫縣の情況について、次のように記している。無錫縣は禮義の邦と稱され、山閒僻地ではない。ところが數十年來、この無錫縣に知縣としてくる者は、免職されるのでなければ左遷される。斷じて一好官を無錫縣の城門から出させることがなかった。これは、眞實知縣のできが悪いためではない。ただ、

風俗が悪く、官を放逐することを美談と心得、税金のがれをお手のものと心得ているためだ。⁽⁶⁴⁾

また、次のようにも言う。

(無錫縣では)税金のがれに慣れ、低劣な生員やごろつきがわれがちに官府を把持する。この地に知縣となったものが、天子の御命令に従って、少しでも戒飭を加えると、唇をそらせて知縣を譏るのでなければ、集團で暴動する。數十年來、一人の知縣をも無事に轉任させることがなかった。⁽⁶⁵⁾

無錫縣では、すでに述べたように、東林黨の活動によって、地方人が地方行政に介入する土壤ができていた。崇禎時代になると、生員を中心にした、より広い層によるより行動的な介入の氣風が生み出されていたようである。それは、他縣に比べても特異であった。龐昌胤追放事件が起るほぼ一年前、黃希憲は無錫縣生員の風紀の亂れを嘆き、「官府を把持し、長上を欺凌する」生員たちを嚴重に處罰するよう、特に縣學に訓告している。⁽⁶⁶⁾ 生員が「官府を把持する」、つまり地方行政により積極的

に介入すると、郷紳による、いわば穩健な手段による知縣轉任にとどまらず、「集團で暴動する」、つまり士變という事態を生んだ。知縣龐昌胤が生員によって追放されざるをえなかったのは、天子の命令に従って彼らに戒飭を加えたからにすぎなかった。知縣が中央の命令を履行しようとする、士變を呼び起し、さらに自らが追放されねばならなかった。巡撫の立場から龐昌胤を見れば、「ただ糧餉を催徴して地方に罪をえた」だけで、これは「知縣の職掌にかかわることで、彼は官規を犯していなかった」のである。⁽⁶⁷⁾

ところで今一つの問題は、龐昌胤追放事件と地方公議との關連である。實は、事件が起きた前日の五月二日、郷紳と生員とは無錫縣學の明倫堂（學宮）に集い、知縣の問題について公議しているのである。事件に深く係わった馬世奇によれば、彼も他の郷紳と同じく明倫堂での集議に参加していた。⁽⁶⁸⁾この日に至るまでも、知縣龐昌胤と生員との仲はよくなかった。黃希憲によれば、事件が起きたのは、龐昌胤が漕糧を催徴したこと、「劣衿」（低劣な生員）姚鈺中を取り調べたことの二點によると考えられた。しかも、黃希憲はほかの箇所、糧餉を催徴したために知縣は地方に罪をえた、とも述べ、計六奇も、知縣が米を時ならず徴發したためである、と述べている。これらによれば、姚鈺中を知縣が取り調べたのも、やはり漕糧徴収に關連してではなかったかと考えられる。というのは、以上の理由のほか萬曆二十年代の蘇州府長洲縣で、類似した事例を見出すからである。萬曆二十年（一五九二）に長州知縣となった江盈科は、「貧しい民が税糧を納められないうえに、頑民がそれを納めようとせず、士夫の家僮も頼むところがあるからそれを納めたがらない」慢性的税糧滞納ないし抗糧情況のなかで、極力上司の命令に従って税糧を催徴した人物であった。⁽⁶⁹⁾ところが萬曆二十五年（一五九七）のこと、彼は税糧を徴收しようとして、誤って廩生（獎學生）を責めた。これに對して生員たちは、「心を同じくして、江盈科に反抗した」のである。⁽⁷⁰⁾また、嘉興士變の原因も、税糧徴収がもとで、知縣が生員呂協祖らを抑壓したためであった。無錫知縣龐昌胤が生員を取り調べたのも、やはり税糧徴収が原因であったと考えられるのである。どうやら、五月二日の明倫堂での公議は、知縣と生員との間で生じたかかる紛争を、知縣が三日に離任するまでに解決しようとして、開かれたものであった。⁽⁷¹⁾馬世奇は、逮捕された生員のために辯

明し、明倫堂公議はこの目的のために開かれたのであるから、二日にそこに集った人は、知縣が早急に辭去してしまうことを望むわけはなく、だからまた、三日に輿を圍んで知縣を侮辱した人ではありえない、とした。ところが、知縣の側では、この見解と異なり、「二日に學宮（明倫堂）で公議した人」が、「三日に輿を圍んで辱しめ罵った人」である、と見ていたらしいのである。

今われわれは、兩者の見解のうちどちらが正しいのか、明らかにしえない。ただ、ここで明らかなのは、無錫縣でもやはり郷紳および生員が参加する公議の場が存在していたことであり、かつ、そこで地方行政に係わる問題、たとえば知縣と生員との争いをどのように解決すべきか、などの問題が討議されていたことであり、しかもそれが、知縣の目には、自らを排撃するための場でもある、自らにとって危険な場でもある、と映っていたらしいことである。

いかに誇張を含んで述べられたものにして、黄希憲によれば、無錫縣では地方官を放逐することを美談とする風潮が生まれていた。また、彼の言葉を借りれば、無錫縣士變は、「表面的には抗糧である」が、「深く追求すれば、知縣を罵っているのであって、明らかにお上を犯した」ものであった。士變が抗糧と密切な関係にあるのは、無錫縣のそれだけではなく、これまで紹介した幾多の士變にも見られることであった。巡撫にとって知縣の當然の職務であると考えられた税糧徴収は、はかばかしく進行せず、知縣はあるいは抗糧にあり、あるいはあくまでもこれを遂行しようとするれば生員によって追放される。そしてついには、官僚が知縣となることを恐れて赴任してこず、地方では知縣の空席が續く。知縣が赴任してきても、彼は郷紳と生員によってもたれる公議に大きく左右されざるをえない……。これが、明末における地方社會の實態であった。

結 語

明末には、「お上を犯す」ことであるにもかかわらず、それが地方の公議に支えられているがゆえに、罪と認められず、か

えって美談とされる事態が生じていた。國家の立場を體現して税糧徴收を催す地方官は、抗糧にあい、土變にあった。極端な場合には、知縣は生員によって門から追放された。官僚たちは、そのような縣へ赴任したがらず、知縣の空席が續くことさえあった。このような社會が出現しつつあった時、どのような對應がありえたのか。

道は、二つあった。一つは、中央集權、專制支配をあくまで維持し、強壓的に土變を禁壓し、中央の命令を地方へ浸透させる道である。あと一つは、地方公議をより推進することによって地方行政をおこない、地方人自らの力で自らの利害を調整しあい、新しい社會秩序の下で土變が起る原因そのものを除去する道であった。

現實には、滿洲族の侵入にともない、前者の道がとられた。その象徴的事件が、順治十八年（一六六一）の奏銷案であり、また蘇州哭廟案であった。⁽⁷²⁾かくて、「税金のがれをお手のものと心得る者」（抗糧）、および「官を放逐するのを美談と心得る者」（反地方官土變）とは、ほぼ同時に嚴罰に處せられる。一見、強そうな生員の力が、強力な專制權力の前でいかに微弱なものでしかなかったか、それはすでに明末の生員、賀燦然が指摘するところであった。「簡書（皇帝の命令）に逆らうことが可能であるにしても」、との假定に見られるように、すでに皇帝の不可侵性を認めない彼らではあったが、自らが文弱であり、自らの力が螳螂の斧でしかないことを、彼ら自身最もよく知っていた。萬曆二十年の嘉興土變を目にして、賀燦然が彼の腦裏に描いたもの、それはこれより十年まえ、嘉興にほど近い杭州でおきた民變の様であった。その時、杭州民變に對してとつた國家の強壓政策であり、民變参加者の悲惨なあり様であった。⁽⁷³⁾

力を回復した專制權力の下では、土變が影をひそめ、生員の隱微な姿だけが、當面めだつ。そして、明末にはあれほど活潑であった地方公議すらも、形骸化してゆく。康熙初年までの崑山縣では、明倫堂で地方公議が開かれ、それが地方行政に大きな役割をはたしていた。ところが、雍正初年には、「法令が嚴重であるため、紳士たちは敢えて口を開いて時政に論及しようとしな。明倫堂での議事も、形骸化した」という事態が生じていた。⁽⁷⁴⁾地方公議の論理は、すでに述べたとおり、中央集權の論理となじまぬものであったからである。

中央集權、專制支配の進展のなかで、あくまで第二の道を説いたのが、顧炎武や黃宗羲であった。顧炎武は、税糧を地方に多く留め、かつ地方官を當地方の人物から任命すべきことを説いた。それは、抗糧あるいは反地方官士變（地方人と意見の合わない、中央から派遣された地方官を排撃する）を回避する道につながるものではないだろうか。

黃宗羲の學校論も同じである。彼の學校論は、明末の朋黨、書院、彼自身が關係した復社、および阮大鍼排斥運動との關連でしか、これまで論じられなかった。⁽⁷⁵⁾しかし實は、それは、明末にかなり一般的に存在していた地方公議と士變とを、見事に結合させたものにほかならなかつたのである。たとえば、彼は述べる。「府縣の學官は、中央政府の任命を許さず、府縣で公議し、名儒に就任してもらおう。……その人が、いささかでも清議（公議、輿論）を犯せば、生員は、いっせいに起ちあがり、彼を更迭することができる。……府縣官の政治に缺陷があれば、それが小さければ誤りを指摘して正し、大きければ太鼓を鳴らして衆に知らせる……」。

第二の道が、再び摸索されるようになるには、清末、民國期まで待たねばならなかつたのである。

注

- (1) たとえば、侯外廬氏『中國早期啓蒙思想史』（一九五八年）第四章、「顧炎武的思想」の評価。
 - (2) 顧炎武『亭林文集』卷一、郡縣論一、二。
 - (3) 前注(2)、郡縣論七。
 - (4) このような地方自治を考察した論考として、和田清編著『支那地方自治發達史』（一九三九）、松本善海『中國村落制度の史的研究』（一九七七）を挙げうる。
 - (5) 侯外廬氏前掲書、および溝口雄三氏「いわゆる東林派人士の思想」（東京大學東洋文化研究所紀要第七十五冊 一九七八）参照。
 - (6) 前注(2)、郡縣論五。
 - (7) 『日知錄』卷十二、財用。
 - (8) 前注(7)、卷十二、館舍。
 - (9) 士變なる語が史料にあらわれる例として、次のものがある。一つは、萬曆三十一年（一五五二）蘇州において知州周一梧を排撃した事件である。伍袁萃『林居漫錄』喻集卷三に、吾郡、地大人衆、奸宄之淵藪也。必須地方有人、乃可無亂。頃因權稅起變、殺人放火、滿城鼎沸、三晝夜不止。治兵使者、次止近郊、觀望不前、而有司官、皆杜門自守。民變未幾、而士變繼之。郡守方試士、諸生奪門以入。器用盡燬、試卷盡裂、而郡守趨避僻處、乃免。」
- というのがそれである。なお、この士變は、『崇禎吳縣志』卷十一、詳異および沈瓚『近事叢殘』卷一、石秀才、等にも詳しい。またこの士變を、『鎮吳錄』條議巡守機宜弭盜便民諸稿では、因城中民儒兩變、奉旨、仍命撫院曹公回駐蘇州彈壓。と民變と併列させて儒變と稱している。なお、儒變の語は、文秉『定

陵註署』卷七に「太倉儒變」としても見える。反地方官士變ではないが、郷紳周玄暉、董其昌に對する生員の暴動についても、『萬曆邸抄』萬曆四十四年四月の條に、

近日三吳首亂、紀綱掃地、法度凌夷。士變民變、輻輳一時。

という。ここでもやはり、士變の語が用いられている。このように、士變は多く民變と對比される。つまり、士變とは、生員暴動のなかでも大規模なものをさすが、本稿では論述の都合で假に、生員暴動すべてを士變と稱する。

(10) 劉鳳『劉子威雜稿』卷五、贈江長洲序。

夫聖主之訓、諸人皆許言事、而獨禁諸士子之有所言。蓋鑒宋太學之士、譏而逐宰相及不相悅者。乃今則庠序之士闕而起、一人唱之、千百人和之、遂至震動於上矣。近則公車之士、亦相聚而闕。當事者至杜門不敢出矣。是衆爲政、而下操柄也。可不爲寒心哉。

江長洲とは、長洲知縣江盈科のこと。彼が生員によって排撃されたことは、後に見る。

(11) わずかに、傅衣凌氏「明代后期江南城鎮下層士民的反封建運動」

『明代江南市民經濟試探』所收、一九五七)、および酒井忠夫氏『中國善書の研究』第二章、「明末の社會と善書」(一九六〇)に、數件の史料があげられるに止まる。

(12) 典型的なものとして、重田徳氏「郷紳支配の成立と構造」(岩波講

座世界歴史二二卷、一九七一、のち『清代社會經濟史研究』所收)がある。

(13) 錢謙益『牧齋初學集』卷八十七、與楊明府論編審。

爲臺下計、與其獨裁之、不若公議之也。與其拮据料理于一堂、不若疏通商權于一邑也。今將通縣優免數目、本邑郷紳學貢等項若干、客戸若干、別戸若干、據現造冊籍、先送闔邑縉紳公議、或免或否、各各公同注定。一則爲通邑清役、一則爲父母分怨、料縉紳必不辭也。次則送本學師長、集諸生公議。諸生公爲桑梓、私爲門戸、苟有所見、必竭誠相對、不敢誣且隱也。……縉役者、一邑之公事也。

明末反地方官士變

非縣父母一人之事也。在縣父母、當與縉紳公議、在縉紳、當與縣父母分憂。吾輩之受國恩多矣。視力役小民、便多吃虧一分、亦復何妨。役果不足、則於見在優免額中、量出幾何、或領差、或貼役。不佞當努力以爲士紳倡首。孝廉子衿之賢者、自當聞風響應。

(14) 前注(13)、卷八十七、與蔣明府論優免事宜。

但在臺下、推造化之心、放霹靂之手、滿盤打算、徹底施行、則劇邑之縉役可平、小民之疾苦少息矣。

(15) 沈瓚『近事叢殘』卷二、江知縣。

(16) 『乾隆崑山新陽合志』卷一、風俗。

自余生康熙壬寅(元年)、迄茲雍正乙巳(三年)、六十餘年。吾邑風會數變。其始、邑有大事、邑令集士大夫於明倫堂、考詢得失、定而後行。

(17) そのほか、次の事例をあげうる。一つは、湖州府において、均田均

役問題を解決するため、萬曆二十九年(一六〇一)年に洋宮(學校)で大會議が開かれている(濱島敦俊氏「均田均役の實施をめぐって」『東洋史研究』第三十三卷三號、一九七四、参照)。また、嘉興府においても、嘉興、秀水、嘉善三縣の嵌田問題を解決するため、萬曆末年に數次にわたって郷紳を城隍廟に集めて會議が開かれている(川勝守氏「浙江嘉興府の嵌田問題」『史學雜誌』第八十二編四號、一九七三、参照)。

(18) 陸世儀『桑梓五防』。

(19) 陸世儀『志學錄』。生員同善會活動については、崇禎十四年三月

十二日、十七日、十八日、二十二日、二十八日、四月十五日、十七日、五月五日、七月八日、十一日、十月十日、十五日、十六日、十一月八日、十二月一日、十八日、二十三日、の條に具體的記載が見られる。また太倉知州錢肅樂挽留運動については、同書崇禎十四年五月十三日、十五日、の條等に見られる。

(20) 『祝始末』

邑有公事、常集諸紳會議。……祝之居在南城、與趙宦鄰。趙宦者

名士錦字前之。明時(崇禎丁丑)進士。爲橫於鄉里、邑人號爲四大王者也。……未幾、諸生各擔糶被裹餓糧、雲集響應、而囂至於虞。人人攘臂裂眦、欲甘心天水氏、以報師仇。時瞿稼軒先生家居於陳趙兩家、皆夙好。故不避嫌怨、特爲之側身講解。約次日、集閩邑紳士、會議於天水氏之堂。……於是丹陽諸生、奮臂一呼、邑中士民、響應數千百人。飛堯擲棟、……、瞬息間、趙居已爲平地。

(21) 『萬曆上元縣志』卷二、坊廂賦役。なお顧炎武は、この條のほぼ全文を『天下郡國利病書』原編第八冊、江寧廬安に採録したうえ、附注において重復も顧みず、詳細な注を加えている。

(22) 以下は、前注のほか、『萬曆上元縣志』卷十二、許穀「京縣德政碑」、盧璧「群公惠澤祠記」「續建惠澤祠碑」、および卷九、趙善繼傳による。

(23) 『萬曆歙志』傳卷七、良民、帥嘉謨傳。

帥嘉謨、字禹臣。新安衛人。……常曰、文不能冠士、武不能冠軍、則當以他長。見九章勾股、吾庶幾可充算博士乎。因取天下冊籍、而盡閱其戶口稅糧。乃得徽州府絲絹事。因大駭曰、吾邑何幸而乃爲五邑賊此一科乎。一歲七千緡、二百年于茲、業有百四十萬矣。吾生也晚。然尚未晚也。急爲文一通、徧告邑中、縉紳先生孝廉文學三老豪傑、無不始而駭。既而疑終、而不知所出、則有難之者。曰、語云、象怒難犯、顯欲難成、成法難變、此之謂矣。而子易之乎。又有諷之者、曰、田舍翁有六子。長而腴者、多多輸一裘、夏多輸一葛。于心寧獨無愧。何必挾五子而畫一爲也。直之者則曰、壯哉子也。今日之事、而乃出一衣布。吾儕媿矣。子第往。吾將要約諸大夫而左右子。

(24) 『萬曆歙志』志卷二十四、封事、乞均絲絹疏。この上奏文の一部は、『天下郡國利病書』原編第九冊、鳳寧傳、にも收められ、上奏されたのは萬曆四年という。

(25) 『萬曆武功錄』卷二、南直隸、叛民帥嘉謨倪伍徐宗式朱漢卿列傳。
(26) 『康熙婺源縣志』卷十二、藝文、絲絹疏(撫按會題)。

(27) 前注(26)、卷十二、藝文、余懋學撰、豁釋絲絹大辟疏。
(28) 前注(25)。

(29) 傅衣凌氏前掲書では、後出する『明實錄』の記事のみを引用し、封建負擔に反對する鬭争とこの事件を評價するが、これは誤りである。歙縣と他の五縣の人びとは、ともに分擔方法について意見を異にしているにすぎない。

(30) 前注(23)。

(31) 前注(25)。

(32) 前注(27)。余懋學上奏文。

(33) 前注(27)。余懋學上奏文。

臣過原籍起城。適歙縣與休婺五縣、爭議絲絹。臣婺人也。事切痛瘵。又以父老逼迫、致書知府蕭敏道、勸其仍舊貫、相安無事。余懋學と汪文輝を五縣側の代表であると見なしたのは、巡撫都御史の胡執禮や戸部尚書の殷世茂であったことも、同文中に見える。

(34) 『國朝獻徵錄』卷七十七、尙寶司卿汪公文輝行狀。
而會鄉人有絲絹之競。按祖制後湖冊籍、絲絹實歙征。一旦稱獨累、攤派五邑。民相恐大駭、至匭撫按奏牘。公鎮譁以靜、而調停于上、竟得旨、如舊制。

(35) 『明實錄』萬曆六年七月丁巳に、程任卿と生員汪時の名が見える。暴動の首謀者程任卿については、『康熙婺源縣志』卷十、人物義行に立傳され、諸生(生員)という。同書には、王慶も立傳され、「幼讀書。便以氣節自奇。歲丁丑、歙人帥嘉謨恃勢、欲將絲絹變亂舊章、以致人心洶洶。慶聞切自嘆曰、吾當捐軀爲戢大愆。安能咕囁章句間、遂棄舉子業、挺身先事。後竟死遼陽。云云」という。彼は童生かこれに近い者であったろう。金伯樞、張蒼、何似、程文烈、吳大江の名は、前注(27)の余懋學上奏文に見え、うち吳大江は休寧生員と明記される。また、誰を處罰すべきかについて、「最後請求豪右宦族不得、乃曰、生員亦衣冠之類。方拿任卿、與監故何似、發遣程文烈、

及休寧生員吳大江等數人、同汪時等、責發併問」とあり、生員が「豪右宦族」の代りに處罰されたことがわかる。

- (36) 『萬曆武功錄』卷一、山東、叛生侯沐封列傳には、最もその典型例を見うる。萬曆八年(一五八〇)、山東省文登縣では、石城を築くことになり、そのための石塊運搬に優免が許められなかった。これに對して、生員の侯沐封らは、「奈何以吾輩、下同編氓乎」と言つて暴動を起したのである。生員は自らをあくまで民衆を區別していたのである。

- (37) 『萬曆武功錄』卷二、浙江、叛生張綺呂協祖列傳。

- (38) 沈瓚『近事叢殘』卷四、范通判。これによれば、沈瓚の宗族の一人が范鳴鳳と關係を持つと嘉興府生員に見なされ、集團で生員が吳江へやってくる噂された。また、これによれば、士變參加生員の卜宗太(卜宗泰)は沈家と宗族關係にあった。

- (39) 彼らは、次のような孔孟の言葉によつて、彼らの行動が孔孟の教えと抵觸しないばかりか、孔孟がそうすべきことを教えている、と見なしたのではないか。『求や之がために聚斂してこれを附益す。子曰く、吾が徒にあらざるなり。小子、鼓を鳴らして、これを攻めて可なり。』(論語、先進篇)、および、『孔子曰く、求は我が徒に非ず。小子、鼓を鳴らして攻めて可なり』(孟子、離婁上)。

- (40) 『明實錄』萬曆二年八月戊寅。
吏部駁議……今、黃梅縣舉人瞿九思、恨本管知縣裁抑過嚴、遂懸牌聚衆、截圍擁殿。……近日江陵生員、辱罵知縣、生員革戍、知縣行取。令御史獨參維翰、以快警人、豈以歲貢輕于甲科、而舉人優于生員也。御史議非是。宜重擬九思、而別調維翰。

このように、瞿九思は嚴罰に處せられた。萬曆五年徽州事件でも、前述のように生員らは嚴罰に處せられており、これが萬曆十年前後の趨勢であった。また、『明實錄』萬曆四年二月甲申の條参照。

- (41) 沈瓚『近事叢殘』卷二、江知縣。
(42) 『萬曆武功錄』卷二、浙江、叛生張綺呂協祖列傳。

- (43) 金柱は『光緒上虞縣志』卷十、人物、に立傳され、「居鄉三十餘載、杜門養貞義、不苟合。惟閭里冤抑、正色敢言、略無阿避。年七十九卒。士民流涕、如失所依。」と述べられる。

- (44) 葉紹袁『啓禎記聞錄』卷二、崇禎十二年の條。

長洲令唐九經、吏才頗優、而以貪成猾。吳中有唐騙、唐纒、唐定勝、唐合香之名、久矣。己卯秋杪、因蕭家巷在岸郭友住房漏稅、查出則補納可矣。唐令以其饒裕、格外罰銀數百兩。郭友抗辨數次。令堅意行罰。士林不平、羣往詬厲之、遂成大鬧。令置身無地。詰朝爲十月朔鄉飲之期。府縣各官咸集府庠、諸友復往泣於文廟、有告宣聖文。太尊惟慰諭諸友。理刑倪長珩語稍侵諸士、亦受面慢而止。復羣往白撫按、相與爲四書成語文、逐之使去。時適當入覲、未幾、遂去任。

- (45) 鄭敷教『鄭桐菴筆記補逸』士習。

己卯・庚辰(崇禎十二・十三年)以後、鬻凌詐詐、其勢不可止矣。姑舉數端、以爲後鑒。長洲令有唐九經者、奉檄徵門稅。吳人置田地、必納稅推收、置第宅則否。門稅者徵其久、近買宅之契而稅之也。宅大則稅厚。於是富家巨室、咸起而譁。有諸生郭某者、糾諸生之富者黠者、告於文廟、謂之哭廟。上臺不能制。

清代順治十八年(一六六一)、蘇州哭廟事件は、明末から續いたかかる哭廟の風習——それは、不正地方官の彈劾、排撃と密切な關係をもつ——の繼承によつて起つたものにほかならない。哭廟事件については、寺田隆信氏「蘇州の哭廟案について」(『星博士退官記念中國史論集』所收、一九七八)参照。

- (46) 前注(37)。

- (47) 賀燦然『六欲軒初藁』與陳孟常。

- (48) 前注(47)、與除子有諸文。徐名世については、『嘉禾徵獻錄』卷四十九に傳があり、その字は子有であった。

- (49) 前注(47)、辭獎并乞宥罪箋。

- (50) 前注(47)、與金仲深。

(51) 呂丈慨慷論事、人情所難。士林助稅、最稱義舉。屠隆『白榆集』卷八、爲瞿審夫訟冤書。

九思之罪、蓋坐以士民徂擊其邑令長、褫乃衣冠、長流塞下。……令長爲天子牧養元元。視元元若子、則令其慈母也。居則戴、去則戀、久則思。何徂擊之有。卽一夫倡難、萬姓掉焉。難何由興。令之不才、忽恣其民、民不能堪、卽邑中羣起而仇之。豈一夫之以也。九思所坐、其果出一夫徂擊、如古朱亥博浪之爲乎。果以邑人同作不道乎。如出一夫發難、則九思之罪何辭。如謂以邑人亂、則此一令者、或者邑人之所同仇也。邑人同仇、而以一夫獨坐可乎。且民之所懷、其誰能傾、民之所仇、其誰能庇。黃梅之事、某以爲令實爲之必也。

(52) 小野和子氏「東林派とその政治思想」(東方學報京都第二十八冊、一九五八)所引、『明實錄』萬曆三十九年五月壬寅の條。

(53) 前注(12)重田氏論文所引、黃印『錫金識小錄』所引、『梁溪雜事』。

萬曆癸卯以後、邑紳講學東林、邑中利弊、侃侃言之、爲益不小。卽有一二小人假公濟私、亦十中之一。惟調令一事、邑民受累不淺。一令來、小有不順、未幾調之去。又擇所愛好者、推轂於兩臺。一去一來、邑人所費不止千金。許令陳令姜令、皆三年中去來者也。なお、許令は許令典(在任、萬曆三十六年)、陳令は陳以聞(在任、萬曆三十八年)、姜令は姜習禮(在任、萬曆四十一年)。姜習禮の去任については、高攀龍『高子遺書』卷八下、與楊大洪父母に見えるが、具體的なことは不明。

(54) 『高子遺書』卷八下、公啓吏部留王郡尊。これによれば、高攀龍が手紙を書いたのは、郷里の人々から突き上げられたためであった。また、陳龍正は、高攀龍のこの行爲を批評し、「このような知府なら保留する値うちがある。このような事なら、公式な手紙にすべきだ」と注を加えている。

(55) 同前書、卷八下、荅蔡虛臺。

(56) 郭佳胤は、『康熙無錫縣志』卷十六、遺愛、に立傳される。

(57) 馬世奇『潛寧居文集』卷九、上周梓山按臺公啓。

(58) 同前書、卷九、上周梓山按臺公啓。

(59) 前注(57)。卷十、上周抱齋座師。錫邑、不能安其令、令之不能安錫者、十餘年於茲。老師夙所躊躇念之者也。今幸得鎮江郡幕郭公祖、以署篆、至浹旬之化、士庶傾心。……一時士民、倉皇哀籲、兩臺許卽題留、永惠茲土。而部題奉旨、又守無爲矣。……邑之闕令、業餘一載。其人與地不宜者、既相戒爲畏途、而不敢至。其宜者、席未溫而又徙之。是錫終無有令也。前注(57)、卷九、與吳石匏道臺。

(60) 常鎮八邑、自無錫而外、如丹徒金壇、皆才品卓然、眞實留心地方、可佐老師旬宣之畫者。而無錫十年來、畏途之誠、長安相集、至資談柄。某用三寸舌、與解嘲釋難、亦亦做矣。

(61) 黃希憲『撫吳檄略』卷八、崇禎十五年五月廿五日、行常鎮道。爲學政事。炤得、梁谿一邑、夙辭文獻之邦。在諸生、誦讀聖賢、猶宜禮法自束。奈何惡俗相沿、慣于通賦、劣衿逞棍、相率把持。爲之牧者、凜凜功令、稍加督責、非反唇相譏、卽擁衆作亂。數十年來、不令一官善遷。海內談之、舌擗色變。已幾中夏而左衽矣。近據常州府並縣學詳揭、該縣龐知縣、奉旨調繁膠城。啓行之日、有劣生王延禧等、結聚奸民、輒于學宮公堂、圍與辱罵。究其故、總以催漕糧、與讞審劣衿姚鉅中一案、籍口猖狂。淺言之則抗糧、甘同頑民、深求之則讐令、明于犯上。

(62) このうち、王延禧の名は、『復社姓氏傳略』に、順治七年貢生として見え、顧煜の名は、『康熙無錫縣志』卷三十六に、順治六年進士、『古逸叢』の著者として見える。しかしこの土變が、はたして復社による組織的運動であったかどうか、不明である。

(63) 計六奇『明季北略』卷十八、錫邑諸生逐縣令。諸生杜景耀等、約同學、扶昌允出西門。故事、縣令出西門、卽不得復入。時諸生以紙大書云、逐出無錫知縣一名龐昌允。不許復入。用硃筆榜堅粘于蘆席、爲牌擊之。將吏役皆散、扶昌允出、卽閉門。

(64) 黃希憲『撫吳檄略』卷八、崇禎十五年五月初七日、出示無錫縣前。

況梁溪素稱禮義之邦、非僻遠山城可比。乃數十年來、令茲土者、非褻下、卽降調。斷不令一好官出門。豈眞皆官之不肖。祇緣風俗薄惡、以逐官爲美談、以逋賦爲能事。倡自罌額、和以劣衿、挾制把持、遂成一中國夷虜之世界。不甚可惜哉。

(65) 前注(61)。

(66) 黃希憲『撫吳檄略』卷八、崇禎十四年七月初一日、行無錫儒學。

(67) 前注(64)は、次のように續く。

該縣龐知縣、莅任三年、亦過舉。止以催徵糧餉、開罪地方、職掌攸關、官箴無玷。

(68) 馬世奇『澹寧居文集』卷九、(與龐丹玉邑侯)。

……各紳具書、諸生具呈、請於老父母、大明彰燁之公、以破狡謀、以澄士習時、尙不欲老父母置此事、爲五日京兆未了之局、而謂其有意速老父母之去乎。然則初二日學宮公議之人、其必非初三日圍與辱罵之人也。此事之虛實、萬萬不容混者也。

なお、「與龐丹玉邑侯」は知縣龐昌胤にあてた手紙である。内閣文庫藏『澹寧居文集』は、この手紙の表題の五十四葉から六十二葉の計九葉のうち、四葉を缺く。本注の引用の前半も缺いており、内容から龐昌胤にあてたものと判断した。筆者が調べたかぎりでは、本書は内閣文庫にしか所藏されない。本事件でやや不明なところがあるのは、以上の理由にもとづく。

また、同書、卷九、與李載陽明府。

三日夜造謀、采自何人。如係劣生密黨、得無長安在東。且不佞亦同諸紳集議明倫堂者。安得因學師處一再聚首、而遂定竊鉄爲鐵案也。

三日夜は、二日夜の誤りか。

(69) 江盈科『雪濤集』卷十二、與陳霽巖老師。

第仕宦而丁此時、居此邦、則可謂不幸之甚者矣。不肖視事以來、寢食幾廢、形神兩疲、狗馬之力無遺、靡補民間萬一。自跡行事

明末反地方官士變

(70) 范濂『雲間樓目抄』卷二、記風俗。

如蘇州、則同心而仇凌尙書、嘉興、同心而訐萬通判、長洲、則同心而抗江大尹、鎮江、則同心而辱高同知、松江、則同心而、留李知府。

なお、この史料は、傅衣凌氏前注(11)論文ですでに掲げられる。また、萬通判とあるのは、范通判の誤りであり、すでに萬曆二十年嘉興士變で述べた范鳴鳳のことである。長洲知縣江盈科排擊事件については、沈德符『敝帚軒刺語』卷上、蘇州諺語、にも記事が見える。二十年來、又工爲四書集句、作時文、以譏官長。如丁酉年、長洲令江盈科以徵糧、誤拶一廩生馮姓者。其文承題云、夫士也。君子人也。左右手。齊之以刑。烏在其爲民父母也。

(71) 前注(68)。

(72) 奏銷案については、孟森氏『心史叢刊』一集(一九一五)、川勝守氏「初期清朝國家における江南統治政策の展開」(『史淵』第一一三輯、一九七六)参照。蘇州哭廟案については、前注(45)寺田氏論文、参照。

(73) 賀燦然『六欲軒初藁』、與呂萃阜。

而況文弱如士、是以螳臂當轍也。足下試思之。士即羣聚而能違簡書、不就逮乎。藉令士能抗違簡書、此其事有不忍言者。則浙之驕兵亂民、其前鑒也。……驕兵無論已。彼亂民詎意至此。

これは、賀燦然が、士變をやめるよう首謀者呂協祖に説得したものである。なお、杭州民變については、拙稿「明末の都市改革と杭州民變」(『東方學報』京都第四九冊、一九七七)参照。

(74) 前注(16)。

其後勢焰消熄、政有未平、諸生得合詞公籲、令亦見採納。所謂通民情聞已過者、庶幾焉。逮今、功令嚴峻、紳士莫敢啓口及時政。

明倫議事、亦成具文、政無旁撓之慮矣。

このような情況の社會を、「東林派の政治思想が清朝政權によってほぼ現實のものとなった」(前注)⑤(溝口氏論文)もの、などと斷じて評することはできないであらう。

(75)

謝國楨氏『明清之際黨社運動考』(一九三四) W. T. de Bary, "Chinese Despotism and the Confucian Ideal" (Chinese Thought and Institutions, 1957) 小野和子氏『黃宗羲』(一九六七) エチアヌ・バラシー氏『中國文明と官僚制』(一九七一年邦譯)。